備えの種をまこう。

多発する大規模災害。
あなたの地域にも様々なリスクが。

持続可能な
農業経営のために

園芸施設共済

安心のネットワーク
NOSAI福島

マークのご説明　契約概要　園芸施設共済の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報　加入者の方に不利益となる事項等、特に注意頂きたい事項

1　加入できるもの　契約概要

特定園芸施設

〇農作物を栽培するためのプラスチックハウス（雨よけ施設等を含む）及びガラス室
〇設置面積の合計が 0.5a(※) 以上
（※他の共済関係にある組合員は 0.5a 未満でも加入できます。）

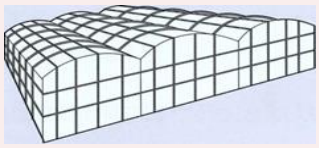

（１）温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設
・ガラス室
・プラスチックハウス
（２）気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設
・雨よけ施設及びネットハウス
・多目的ネットハウス

注意　※フレーム（育苗温床）、トンネルなど１ａ当たりの再建築価額が３万円未満の施設園芸用の施設は対象外となります。
※車庫・倉庫等、農作物の栽培を目的としていないハウスについては、加入できません。

組合員が選択して加入できるもの

附帯施設

特定園芸施設に附属する
暖房施設・かん水施設・換気施設
カーテン装置（内張）など

施設内農作物

特定園芸施設の内部で栽培される
野菜・花きなど

撤去費用

災害による特定園芸施設の損壊に伴い発生する撤去に要する費用を補償します。（被覆材に係るものは補償の対象外）

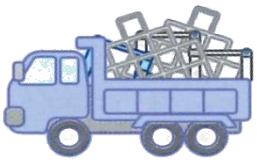

復旧費用

災害による特定園芸施設、附帯施設の復旧に要する費用を補償します。
（被覆材に係るものは補償の対象外）

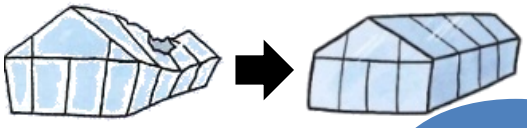

2　加入方法　契約概要

タイプ1

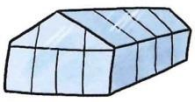

特定園芸施設
のみ

タイプ2

特定園芸施設
＋
附帯施設

タイプ3

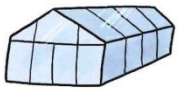

特定園芸施設
＋
施設内農作物

タイプ4

特定園芸施設
＋
附帯施設
＋
施設内農作物

▲ 加入申込みは施設１棟ごとになりますが、所有する棟すべてを加入していただきます。
（一括加入方式）

附帯する設備……設置されているすべての設備を加入していただきます。

施設内農作物……作付されているすべての農作物を加入していただきます。

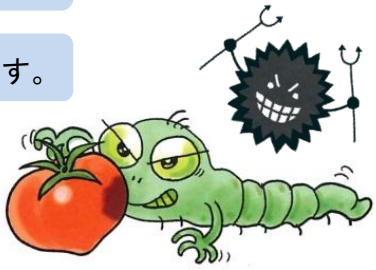

施設内農作物については２つの方式があります。

○ 一般方式…支払対象の事故による損害を対象にしています。
○ 病虫害事故除外方式…支払対象事故のうち病虫害を除く損害を対象としています。

～病虫害事故除外方式の加入条件～

- 設置面積が合計５ａ以上、栽培経験年数が引き続き３年以上の方

又は

- 病虫害による損害の防止を行うために必要な防除施設が整備されている方

3　共済責任期間　契約概要　注意喚起情報

共済掛金の払込みを受けた翌日から**１年間**となります。
ただし、特定園芸施設の設置期間が周年でない場合等は１年未満となります。
被覆していない時期の積雪等による本体への事故も補償の対象となります。

4　対象となる災害

契約概要
注意喚起情報

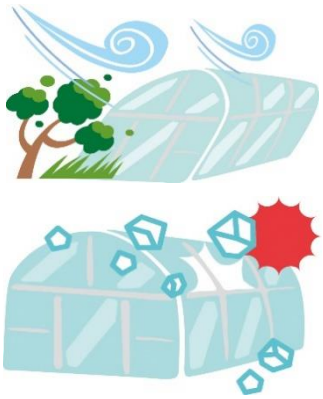

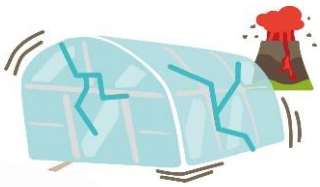

・風害　　・水害
・ひょう害　・雪害
・その他気象上の原因
（地震及び噴火を含む）

火災、破裂及び爆発

航空機の墜落、
車両の衝突及び接触

病虫害
鳥獣害

注意　事故発生時の損害通知について

被害が発生したときは速やかにＮＯＳＡＩまでご連絡ください！損害の状況を確認いたします。

5　共済金額

契約概要
注意喚起情報

共済金額　＝　共済価額　×　付保割合　＋（共済価額　×　付保割合追加特約選択割合　）

共済金額…災害があった時に支払われる補償額の最高限度額です。

共済価額…特定園芸施設の価額、附帯施設の価額、施設内農作物の価額、撤去費用基準額、復旧費用基準額の合計額です。

付保割合…補償される割合で、80%、70%、60%、50%、40%の中から選択できます。
※80%を選択した場合、特約を付加することで共済価額の 10%又は 20%の補償を上乗せすることができます。（施設内農作物は除く）

6　共済価額

契約概要
注意喚起情報

特定園芸施設

ガラス室

価額＝ガラス室の再建築価額×時価現有率

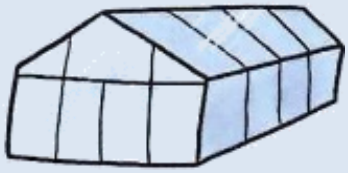

プラスチックハウス

価額＝プラスチックハウスの再建築価額（プラスチックフィルム等を除く）×時価現有率＋プラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合

○時価現有率とは
特定園芸施設設置後の経過年数に応じた割合です。

○被覆経過割合とは
プラスチックフィルム等被覆後の経過年数に応じた割合です。

附帯施設

価額＝附帯施設の再取得価額×時価現有率

施設内農作物

価額＝（特定園芸施設（プラスチックフィルム等を除く）の再建築価額＋プラスチックフィルム等の再取得価額）×施設内農作物価額算定率

撤去費用

撤去費用基準額＝単位当たり撤去費用基準額×特定園芸施設の設置面積

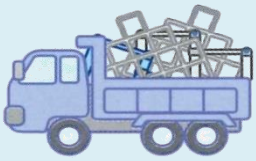

施設の撤去に要した金額が 100 万円を超える場合又は被覆材を除く施設本体の損害割合が 50%（ガラス室にあっては、35%）を超える場合に限ります。

復旧費用

復旧費用基準額＝特定園芸施設の再建築価額（プラスチックフィルム等を除く）×（100%－時価現有率）＋ 附帯施設の再取得価額 ×（100%－時価現有率）

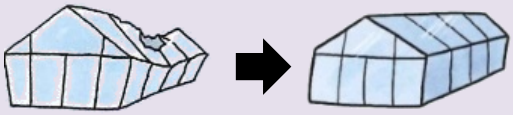

7　共済掛金等

契約概要
注意喚起情報

共済掛金＝共済金額×共済掛金率×共済責任期間／12 ＋ **事務費賦課金**

〇掛金の２分の１は国が負担しています。（**農家負担掛金＝共済掛金×50%**）
　※上限は共済金額１億６千万円までとなります。
〇復旧費用特約、１万円特約、付保割合追加特約の共済掛金は全額農家負担となります
〇共済掛金率は被覆期間及び未被覆期間で異なります。

共済金の支払いは

特定園芸施設１棟ごとに、損害額（附帯する施設、施設内農作物を含む。）が加入申込時に選択した右の①から⑤の額を超える場合に支払となります。

1. ３万円又は共済価額の５％の低い方
   ただし、**１万円特約を付加した場合は１万円**
2. １０万円
3. ２０万円
4. ５０万円
5. １００万円

特定園芸施設に撤去費用の補償を付した場合には、解体や処分に伴う費用が補償されます。
復旧費用の補償を付した場合には、施設本体や附帯施設を再建または修理した費用が補償されます。

注意　共済目的に以下のような異動が生じた場合はNOSAIへご連絡ください！

〇被覆期間を変更する場合
〇ハウスの増築、改築、解体等を行う場合
〇施設内農作物に加入していて、責任期間中に収入保険へ移行する場合

異動通知に伴い掛金に変更があった場合は、掛金の追徴・返還を行います。追徴の場合は、**異動通知を受けた翌日から２週間**が期限となります。期限を過ぎると共済金をお支払できませんのでご注意ください。

また、**異動通知がないまま共済事故が発生した場合も、共済金をお支払できない場合があります。**

特定園芸施設等の価額から共済金額を算出してみましょう！

設 置 条 件

・本体（パイプハウス）…間口 3.6m、奥行 40m、設置面積 144 ㎡、設置経過年数が１０年以上
・被覆材（プラスチックフィルム）…防塵農ビ 0.1mm（㎡価額 563 円）、被覆経過年数１年未満、被覆面積算定係数 2.13
・附帯施設（暖房設備）…150,000 円設置経過年数が１年未満、施設内農作物（果菜類）

加 入 条 件

共済責任期間１年
付保割合 80%
付保割合追加特約 20%
１万円特約

再建築（取得）価額

本体（パイプハウス）…144 ㎡×3,650 円/㎡＝525,600 円
被覆物（プラスチックフィルム）…144 ㎡×2.13×563 円/㎡＝172,278 円

本体（パイプ）の価額は

１４４㎡×３，６５０円×５０％＝２６２，８００円
（設置面積）（㎡当たり標準価額）（時価現有率）

→ 本体の価額は **２６２,８００円**

被覆物（ビニール）の価額は

３０６㎡×５６３円×１００％＝１７２，２７８円
（被覆面積）（㎡当たり標準価額）（被覆経過割合）

→ 被覆物の価額は **１７２,２７８円**

附帯施設の価額は

１５０，０００円　×１００％＝１５０，０００円
（再取得価額（暖房設備の場合））（時価現有率）

→ 附帯施設の価額は **１５０,０００円**

施設内農作物（果菜類の場合）の価額は

（５２５，６００円＋１７２，２７８円）×３４．３％＝２３９，３７２円
（本体の再建築価額＋被覆物の再取得価額）（施設内農作物価額算定率）

→ 施設内農作物の価額は **２３９,３７２円**

・施設内農作物の価額設定は平均的な生産費（投下費用）を補償する方式です。
（水道光熱費、肥料費等の第２次生産費までの補償となります。
・施設内農作物価額算定率は、葉菜、果菜、花き類別に定められています。

撤去費用基準額は

２９０円×１４４㎡＝４１，７６０
（㎡当たり基準額）（設置面積）

→ 撤去費用基準額は **４１,７６０円**

復旧費用基準額は

５２５，６００円×（１００％－５０％）＝２６２，８００円
（再建築価額）　（１００％－時価現有率）

→ 復旧費用基準額は **２６２,８００円**

共済金額と共済掛金・事務費賦課金は

共済掛金例　新規加入　　被覆期間１２か月
付保割合８０％
付保割合追加特約 20%を選んだ場合
小損害不填補３万円又は共済価額の５%（１万円特約付加）

タイプ１　パイプハウスのみのご加入

①　本体の価額　　２６２，８００円　②　被覆物の価額　　１７２，２７８円

小計（262, 800 円＋172, 278 円）×８０%＝348, 062 円

◎付保割合追加特約

小計（262, 800 円＋172, 278 円）×２０%＝87, 015 円

合計 348, 062 円＋87, 015 円＝435, 077 円

上記の加入内容での**共済掛金組合員等負担額は　６，７９４円、**

事務費賦課金は　１，０８７円となります。

タイプ２　パイプハウス＋附帯施設のご加入

①　本体の価額　　２６２，８００円　②　被覆物の価額　　１７２，２７８円

③　附帯施設の価格　１５０，０００円

小計（262, 800 円＋172, 278 円＋150, 000 円）×８０%＝468, 062 円

◎付保割合追加特約

小計（262, 800 円＋172, 278 円＋150, 000）×２０%＝117, 015 円

合計 468, 062 円＋117, 015 円＝585, 077 円

上記の加入内容での**共済掛金組合員等負担額は　９，１３５円、**

事務費賦課金は　１，４６２円となります。

タイプ３　パイプハウス＋施設内農作物（一般方式）のご加入

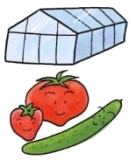

①　本体の価額　　２６２，８００円　②　被覆物の価額　　１７２，２７８円

③　施設内農作物の価額　２３９，３７２円

小計（262, 800 円＋172, 278 円＋239, 372 円）×８０%＝539, 559 円

◎付保割合追加特約　　施設内農作物は、特約の対象外

小計（262, 800 円＋172, 278 円）×２０%＝87, 015 円

合計 539, 559 円＋87, 015 円＝626, 574 円

上記の加入内容での**共済掛金組合員等負担額は　１０，６８６円、**

事務費賦課金は　１，５６６円となります。

タイプ４

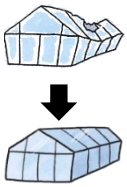

パイプハウス＋復旧費用のご加入

①　本体の価額　　２６２，８００円　②　被覆物の価額　　１７２，２７８円

③　復旧費用基準額　２６２，８００円

小計（262,800 円＋172,278 円＋262,800 円）×８０％＝558,302 円

◎付保割合追加特約

小計（262,800 円＋172,278 円＋262,800 円）×２０％＝139,575 円

合計 558,302 円＋139,575 円＝697,877 円

上記の加入内容での**共済掛金組合員等負担額は　９，５４０円、**

事務費賦課金は　１，７４４円となります。

８　共済金のお支払い

契約概要

注意喚起情報

選択した付保割合により共済金を算定します。

共済金 ＝ 損害額 × 付保割合

付保割合追加特約を付加することで、補償を上乗せすることができます。

共済金 ＝ 損害額 ×（付保割合 ＋ 追加付保割合）

＜共済金額イメージ図（パイプハウス）＞

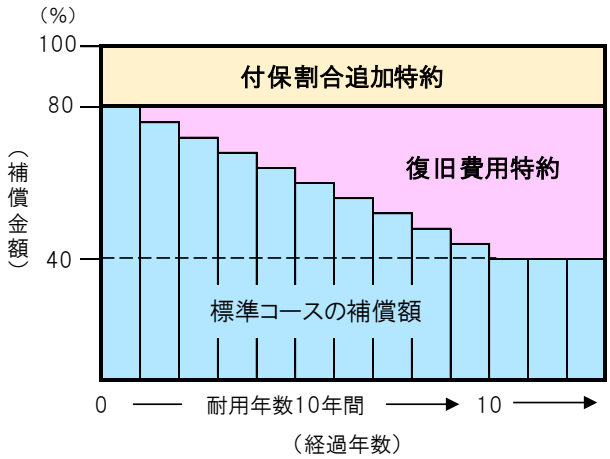

◂復旧費用と付保割合追加特約（20%）を組み合わせることで、築年数に関わらず施設本体の新築時の資産価値まで補償することができます。

損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等の額）

被害額＝（特定園芸施設の価額×損害割合）＋（附帯施設の価額×損害割合）
＋（施設内農作物の価額×損害割合）＋ 撤去費用額 ＋ 復旧費用額

特定園芸施設に損害が発生した場合（被覆物の損害例）

〇風害で被覆面積３０６㎡のうち、屋根面の被覆面積２３０㎡に損害が発生した場合

※小損害不填補３万円又は共済価額の５%の低い方（１万円特約を付加）の場合

損害割合は、　２３０㎡÷３０６㎡＝７５．２%

被害額は、　１７２，２７８円×７５．２%＝１２９，５５３円

共済金は、　１２９，５５２円

共済金の内訳　１２９，５５３円×８０%＝１０３，６４２円（付保割合 80%）

１２９，５５３円×２０%＝２５，９１０円（付保割合追加特約 20%）

特約を付加することにより１万円を超える損害から共済金を支払います。

附帯施設に損害が発生した場合（附帯施設の損害例）

全損

〇暖房設備が火災により全焼した場合

※小損害不填補３万円又は共済価額の５%の低い方（１万円特約を付加）の場合

被害額は、　１５０，０００円

共済金は、　１５０，０００円となります。

共済金の内訳　150,000 円×80%＝120,000 円（付保割合 80%）

150,000 円×20%＝30,000 円（付保割合追加特約 20%）

分損

〇暖房設備が落雷により分損した場合

※小損害不填補３万円又は共済価額の５%の低い方（１万円特約を付加）の場合

被害額　５６，８００円×１００%＝５６，８００円

（修繕費）　（時価現有率）

共済金は、　５６，８００円となります。

共済金の内訳　56,800 円×80%＝45,440 円（付保割合 80%）

56,800 円×20%＝11,360 円（付保割合追加特約 20%）

注意　次の場合、共済金の全部又は一部につき、支払われないことがあります。

〇通常すべき管理等、損害防止の義務を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合

〇加入申込みの際に、重大な過失等により不実の通知をした場合

〇正当な理由がないのに、払込み期限までに掛金等の払込みが遅れた場合

〇被害発生時に組合への通知を怠り、又は重大な過失等によって不実の通知をした場合

※組合等の財政状況によっては、共済金の支払額が削減されることがあります。

施設内農作物に損害が発生した場合

損害割合の算出には、生育ステージを考慮した既経過日数割合と損傷程度別による損害程度割合及び栽培割合によって算出します。

損害割合算出方法概念図

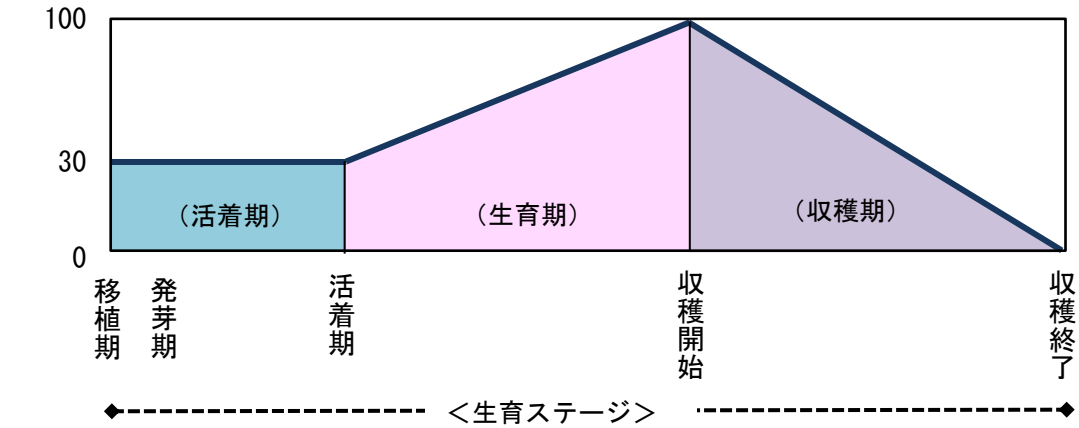

損害割合は、次のように算出されます。

活着期の場合（全損の場合のみ）

$$30\% \times \text{栽培面積}$$

生育期の場合

$$\left(30\% + 70\% \times \frac{\text{生育経過日数}}{\text{標準生育日数}}\right) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

収穫期の場合

野菜・花き類

$$\left(100\% - 100\% \times \frac{\text{既収穫日数}}{\text{標準収穫日数}}\right) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

鉢物類

$$\left(100\% \times \frac{\text{（総鉢数－出荷鉢数）}}{\text{総鉢数}}\right) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

1　準生育日数、標準収穫日数は施設内農作物の種類ごとに、栽培実績に応じて基準が設定されています。
　標準生育日数とは、活着した時から収穫開始の直前までの日数をいい、標準収穫日数とは、通常の肥培管理をした場合の収穫開始から収穫完了までの日数をいいます。

2　損害程度割合は、損傷の程度により２０%刻みで割合を設定しています。

3　栽培割合は施設園芸用の施設の設置面積に対しての施設内農作物の植付割合をいいます。

施設内農作物の損害例

○作物名：トマト、半促成Ⅱ、第三花房花期～収穫始期前の損害
活着期以後４０日目に灰色かび病により損傷程度割合６０～８０％の被害を受けた。

損害割合は、（３０％＋７０％×４０日／６５日）（損傷程度割合）×８０％×１００％（栽培割合）×（１－０．３）（分割割合）＝４０．９％

被害額は、２３９，３７２円×４０．９％（損傷程度割合）＝９７，９０３円

共済金は、９７，９０３円×８０％＝７８，３２２円　となります。

生育期

○作物名：キュウリ、半促成加温
収穫開始４０日目に水害により浸水し損傷程度割合１００％(全株枯死)の被害を受けた。

損害割合は、（１００％－１００％×４０日／１１０日）（損傷程度割合）×１００％×１００％（栽培割合）＝６３．６％

被害額は、２３９，３７２円×６３．６＝１５２，２４０円

共済金は、１５２，２４０円×８０％（付保割合）＝１２１，７９２円　となります。

収穫期

注意

- **単独病虫害による損害の場合は、肥培管理、病害虫防除の適切な管理が行われなかったものと考えられますので、一部支払いの対象とはなりません。基準により分割割合が付加されます。**
- **また、同一の病害虫や同様な感染形態等をとるような病虫害が再び発生した場合は、適切な管理が行われなかったものと考えられますので、過失管理として支払は致しません。**

復旧費用の損害例

○ 時価ベースは共済金を先に支払い…①
○ 作業終了後、請求書等が提出された後に支払い…②

全損の場合

本体の共済金　262,800 円
被覆物の共済金　172,278 円
×80%＝348,062 円…①(付保割合 80%)

本体の共済金　262,800 円
被覆物の共済金　172,278 円
×20%＝ 87,015 円…①(付保割合追加特約 20%)

復旧費用（本体復旧に係る請求書の金額が 262,800 円を超える場合）共済金

262,800 円×80%＝210,240 円…②(付保割合 80%)
262,800 円×20%＝ 52,560 円…②(付保割合追加特約 20%)
合計(①+②)　697,877 円

５０%の場合（本体損害額 131,400 円）（被覆物損害額 86,139 円）

本体の共済金　131,400 円×80%＝105,120 円
被覆物の共済金　86,139 円×80%＝ 68,911 円
①(付保割合 80%)

本体の共済金　131,400 円×20%＝ 26,280 円
被覆物の共済金　86,139 円×20%＝ 17,227 円
①(付保割合追加特約 20%)

復旧費用（本体復旧に係る請求書等の金額から本体部分に係る被害額を差し引いた金額が 131,400 円を超える場合）

131,400 円×80%＝105,120 円…②(付保割合 80%)
131,400 円×20%＝ 26,280 円…②(付保割合追加特約 20%)
合計（①+②）　348,938 円

共済掛金等の割引 契約概要

集団加入割引

1 集団加入による共済掛金の割引

以下の要件を満たせば、共済掛金の5%が割引となります。

（1）加入資格者が構成員となっている団体において、当該構成員が加入する旨の取り決めを行うこと、並びに一斉加入受付の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて、組合と協定を締結すること。

（2）当該団体が一斉加入受付を実施し、当該構成員の加入割合が当該一斉加入受付前より増加するとともに、当該加入割合が80%を超えること。

（3）当該一斉加入受付により加入申込みを行うこと。

2 一斉加入受付による事務費賦課金の割引

組合と上記の協定を締結した団体の一斉加入受付による加入者の事務費賦課金を割引きします。

（1）一斉加入受付により 10 人以上の加入申込みがあった場合　→ 割引率：20%

（2）一斉加入受付により5人以上9人以下の加入申込みがあった場合→ 割引率：10%

特定の園芸施設の共済掛金を割引

○　主にプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格のパイプ全部が 31.8mm 以上の径のパイプにより造られている施設（40-2 型）の共済掛金率を 15%割引します。

○　骨格のパイプが 19.1mm～25.4mm の径の施設（40-1 型）についても指定の補強方法を充足し、かつ恒常的な補強の場合、31.8mm 以上の径の施設（40-2 型）と同様に共済掛金率を 15%割引を行います。また、補強に係る補強材の総額は再建築価額に加算されます。

＜補強方法＞

平行タイバー	クロスタイバー	筋交い
外部補強金具	中柱	根がらみ
内部補強金具	伸縮タイバー	

集団加入割引適用例

協定書締結 ①	一斉加入受付 ②	割引適用の判定及び割引率 （①と②を比較）		
パターンⅠ 資格構成員　15人 加入者　12人 加入割合　80.0%	 資格構成員　15人 加入申込者　13人 加入割合　86.6%	加入申込者が増 ○ 掛金５%割引	加入割合 86.6% ○	加入申込者 13人 ○ 賦課金２０%割引
パターンⅡ 資格構成員　15人 加入者　10人 加入割合　66.6%	 資格構成員　15人 加入申込者　9人 加入割合　60.0%	加入申込者が減 × 掛金割引なし	加入割合 60.0% ×	加入申込者 9人 ○ 賦課金１０%割引
パターンⅢ 資格構成員　15人 加入者　11人 加入割合　73.3%	 資格構成員　15人 加入申込者　13人 加入割合　86.6%	加入申込者が増 ○ 掛金５%割引	加入割合 86.6% ○	加入申込者 13人 ○ 賦課金２０%割引
パターンⅣ 資格構成員　15人 加入者　15人 加入割合　100.0%	 資格構成員　15人 加入申込者　15人 加入割合　100.0%	加入申込者が 変更なし × 掛金割引なし	加入割合 100.0% ○	加入申込者 15人 ○ 賦課金２０%割引

※資格構成員とは、集団の構成員で農業ハウスを所有又は管理し、園芸施設共済に加入できる方です。

資料　１

時価現有率表

（単位：％）

特定園芸施設の区分 ＼ 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス							附帯施設
	Ⅰ類（木造）	Ⅱ類（鉄骨）	Ⅰ類（木材）	Ⅱ類（パイプ）	Ⅲ類（鉄骨下）	Ⅳ類甲（鉄骨中・軟）	Ⅳ類乙（鉄骨中・硬）	Ⅴ類（鉄骨上）	Ⅶ類（多目的ネット）	
１年未満	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
１年以上２年未満	90	96	90	95	96	96	96	96	96	93
２年以上３年未満	80	92	80	90	92	92	92	92	92	86
３年以上４年未満	70	88	70	85	88	88	88	88	88	79
４年以上５年未満	60	84	60	80	84	84	84	84	84	72
５年以上６年未満	50	80	50	75	80	80	80	80	80	65
６年以上７年未満	以下同じ	76	以下同じ	70	76	76	76	76	76	58
７年以上８年未満		72		65	72	72	72	72	72	50
８年以上９年未満		68		60	68	68	68	68	68	以下同じ
９年以上１０年未満		65		55	65	65	65	65	65	
１０年以上１１年未満		62		50	62	62	62	62	62	
１１年以上１２年未満		59		以下同じ	59	59	59	59	59	
１２年以上１３年未満		56			56	56	56	56	56	
１３年以上１４年未満		53			53	53	53	53	53	
１４年以上１５年未満		50			50	50	50	50	50	
１５年以上		以下同じ			以下同じ	以下同じ	以下同じ	以下同じ	以下同じ	

資料 ２

主な本体の標準価額

	施　設　区　分		型　式	㎡当たり標準価額
ガラス室	Ⅰ類 木骨		1	１４，８８０円
			2	１８，５９０円
			3	１８，０００円
	Ⅱ類 鉄骨		1	１７，２１０円
			2	４３，４５０円
			3	２４，３３０円
			4	２３，０３０円
			5	２１，３５０円
			6	２５，３７０円
			7	２２，７５０円
			8	１８，９７０円
プラスチック ハ　ウ　ス	Ⅰ類 木竹	Ⅵ類 雨よけ等	1	３，０６０円
			2	２，５２０円
	Ⅱ類 パイプ	Ⅵ類 雨よけ等	1	３，６５０円
			2	５，７３０円
	Ⅲ類 鉄骨下	Ⅵ類 雨よけ等	1	７，０５０円
			2	５，９００円
	Ⅳ類 鉄骨中・軟（甲） 鉄骨中・硬（乙） Ⅵ類 雨よけ等		1	１５，７６０円
			2	１５，７６０円
			3	１５，６５０円
			4	１６，０４０円
			5	１５，３５０円
			6	１３，８８０円
			7	１０，６２０円
			8	７，０４０円
			9	１０，０３０円
			10	１３，８８０円
			11	１５，２６０円
			12	１４，３９０円
	Ⅴ類 鉄骨上		1	１０，７３０円
			2	１５，７７０円
			3	１３，８７０円
			4	１５，３６０円
			5	１３，８３０円
	Ⅶ類　多目的ネットハウス		1	５６４円

令和３年４月より適用

資料　３

園芸用施設の主な区分

ガラス室Ⅱ類
（鋼材又はアルミ材骨格）

プラスチックハウスⅡ類
（パイプ材骨格）

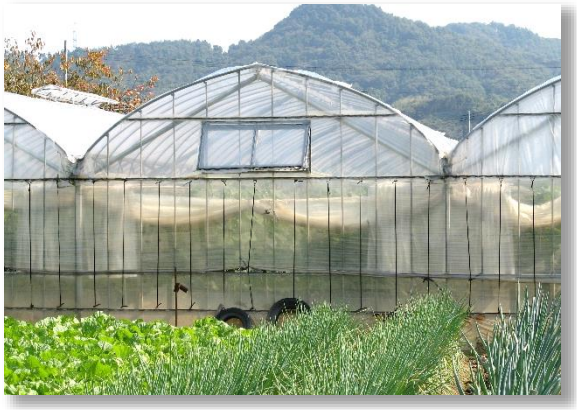

プラスチックハウスⅢ類
（鋼材又は鋼材及びパイプ材骨格）

プラスチックハウスⅣ類 甲・乙
（鋼材又はｱﾙﾐ材骨格・軟材又は硬質ﾌｨﾙﾑ被覆）

プラスチックハウスⅤ類
（鋼材又はｱﾙﾐ材骨格・合成樹脂板被覆）

プラスチックハウスⅥ類
（雨よけ施設等）

補助事業対象施設の共済制度への加入について

ご注意ください!

福島県農業関係補助事業(注１)の中には、**国補助事業**(注２)とあわせて実施している事業があります。

国補助事業では、対象施設は**園芸施設共済への加入を確約**し、加入期間は対象施設の**法定耐用年数**(注３)**まで継続加入すること**と国の実施要綱等で定められています。

法定耐用年数までの園芸施設共済への継続加入をお願いします。

注１)園芸生産拠点育成支援事業、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業、産地生産基盤パワーアップ事業(強い農業づくり整備事業)等
注２)強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化等支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業(一部の事業に限る)、担い手確保・経営強化支援事業、園芸産地における事業継続強化対策、水田農業高収益作物導入推進事業、農畜産物輸出拡大施設整備事業、農業次世代人材投資事業、新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金)
注３)法定耐用年数　構築物(大型鉄骨ハウス：基礎があるもの)１４年、器具及び備品(一般的な農業ハウス)１０年

施設内の農作物は**収入保険**がサポートします！

「もしも」にそなえる、あなたへのエール。 収入保険

青色申告を実施している方は、施設内で栽培する農作物は収入保険に加入できます。

施設本体は園芸施設共済、施設内の農作物は収入保険と、セットで加入することをお勧めします。

- **ほとんどの農産物をカバー！**
- **保険料の２分の１、積立金の４分の３は国が負担！**
- **自然災害、価格低下などによる収入減少を補償**
- **基準収入の８割以上の収入を補償！**
- **保険期間中の大きな災害発生時には、無利子の「つなぎ融資」で安心！**
- **各種申請をインターネット申請サービスで行うことで割引が受けられます**

園芸施設共済の各種申請を農林水産省共通申請サービス（e-MAFF）で行うことができます。
園芸施設共済・収入保険について、詳しくはお近くの農業共済組合へお問い合わせください。

詳細はWEBでも公開中です！
ノーサイ福島　検索

【お問合せ先】福島県農業共済組合

■県北支所
TEL:0243-23-7777
福島出張所
TEL:024-544-2711
相馬出張所
TEL:0244-23-6236

■中央支所
TEL:024-933-3307
田村出張所
TEL:0247-82-0249
双葉出張所
TEL:0240-22-4111
いわき出張所
TEL:0246-24-1166

■県南支所
TEL:0247-37-1003
白河出張所
TEL:0248-27-1121

■会津支所
TEL:0241-28-1111

安心のネットワーク NOSAI福島

(2026.10)